

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

昭和60年1月4日から62年5月31日までの期間、A社に勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

保険料控除が確認できる給与明細書を所持しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書によると、申立人は、A社に昭和62年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和50年11月1日から52年6月1日まで及び同年7月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、49年11月から51年7月までは9万2,000円、同年8月から52年5月まで及び同年7月から同年9月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年10月まで
② 昭和50年11月から52年9月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元取締役は、「いつ頃からは分からないが、A社では昭和55年頃まで、私を含めた従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言している。

また、当該元取締役から提出された昭和50年12月分給与計算表、51年分源泉徴収簿兼賃金台帳、元同僚から提出された48年7月から54年9月までの給与明細書及び50年分、51年分源泉徴収票によると、申立期間①に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、当該期間当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高

い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

さらに、上記の給与計算表等によると、申立人は、申立期間①においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約 1.5 倍の保険料（標準報酬月額 9 万 2,000 円に基づく保険料に相当）を給与から控除されていることが確認できる。

加えて、複数の元同僚は、「申立人は、病欠することも無く、退社するまでずっと同じように勤務し、残業も行っていた。」と証言しており、ほかに当該期間において申立人の給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（9 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②のうち、昭和 50 年 11 月から 52 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間については、A 社の元取締役から提出された 50 年 12 月分給与計算表及び 51 年分、52 年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（50 年 11 月から 51 年 7 月までは 9 万 2,000 円、同年 8 月から 52 年 5 月まで及び同年 7 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 50 年 11 月から 52 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の給与計算表等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与計算表等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 52 年 6 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の 52 年分源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された同年 6 月の報酬月額（7 万 6,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額（7 万 6,000 円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月18日

A社から平成20年7月18日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されている。

しかし、厚生年金保険の記録では、当該賞与支給に係る記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念したとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届書を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年11月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成4年10月31日とされているが、同年10月31日まで仕事をしていた。

雇用保険の離職日も同日とされているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成4年10月31日とされており、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年4月1日）以前に、厚生年金保険被保険者資格を月の末日に喪失している者は、申立人を除いて6人いるが、このうち、雇用保険の記録が確認できた4人は、いずれも離職日の翌日がオンライン記録の被保険者資格喪失日（月の末日）と一致していることが確認できる。

さらに、A社の後継会社であるB社は、「申立人の資格喪失日については、本来、平成4年11月1日とすべきところを、何らかの手違いにより、同年10月31日としてしまった可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月の社会保険事務所（当時）の算定記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成4年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、平成12年6月17日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から11年9月まで
② 平成12年6月から同年9月まで
③ 平成13年7月から14年6月まで

私が所持しているA社（申立人の厚生年金保険の適用は、親会社であるB社）及びC社の給与明細書における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所に記録されている標準報酬月額が相違しているため、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち、平成12年6月については、申立人が所持している給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、商業登記簿により、申立人は、申立期間①当時、A社の代表取締役役に就任していることが確認できること、i) 当時の同社に係る社会保険事務は、親会社のB社が行っていたこと、ii) B社が保管している人事記録によると、申立人は、同社の一般の管理職であり、A社に代表取締役として在籍出向していたことが確認できること、及びiii) 複数の元同僚は、「申立人は、雇われ社長であったので、社会保険や経営についての権限は有していな

い。」と証言していることから、申立人は、自らの報酬実態と標準報酬月額
の記録が相違することについて知らなかったものと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の
履行については、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取
得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の同社における被保険者資
格取得時（平成10年10月1日及び12年6月17日）の報酬月額は、申立期
間①が23万7,200円、申立期間②が11万円と記載されていることから、事
業主が当該金額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ており、
その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に
基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料
（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務
を履行していないと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ
に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい
たと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月
額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する
こととなる。

申立期間②のうち、平成12年7月から同年9月までの期間については、申
立人が所持している給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、
59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されているこ
とが確認できるものの、当該期間の給与額（10万8,820円）に見合う標準報
酬月額（11万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが
確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あ
っせんは行わない。

申立期間③については、上記の給与支給明細書により、申立人は、平成13
年7月から同年9月までは11万円、同年10月から14年3月までは10万
4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されている
ことが確認できるものの、当該期間の給与額（10万円）に見合う標準報酬月
額（9万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること
が確認できるとともに、同年4月から同年6月までは、オンライン記録の標
準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されて
いることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない
ため、あっせんは行わない。